

# 介護保険で利用できる主なサービス

介護保険には、その方の生活の課題や目標に対応するためさまざまなサービスがあります。「担当のケアマネジャーさんに全部おまかせ」ではなく、自分の目標やどんな生活を送りたいかを積極的に相談しましょう。

体は使わないでいると、徐々に機能が低下してしまいます。できることはなるべく自分で行い体を動かすことで、心身の機能が維持・向上し、自分らしい生活を長く続けることができます。ご高齢の方でも積極的にリハビリを行うことで、要介護度が改善することはめずらしいことではありません。家族の方が介護する場合も、本人のためになるべく本人ができないことだけを支援するようにしましょう。

## ■在宅サービス ~自宅を中心に利用するサービス~



### 訪問を受けて利用するサービス

#### ●訪問介護

ホームヘルパーに自宅などに訪問してもらい、入浴・食事などの身体介護や調理・洗濯などの生活援助が受けられます。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。

#### ●訪問入浴介護

自宅の風呂での入浴が困難な方が、介護職員と看護職員に移動入浴車で自宅などに訪問してもらい、入浴の介助（支援）が受けられます。

#### ●訪問リハビリテーション

主治医が自宅での機能回復訓練が必要と認めた場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等に自宅などに訪問してもらい、リハビリテーションを受けられます。

#### ●訪問看護

疾患等があり医療的処置が必要で、主治医が必要と認めた場合に、看護師に自宅などに訪問してもらい、主治医の指示に基づいた療養上の世話や診療の補助を受けられます。

#### ●居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに自宅などに訪問してもらい、療養上の管理や指導を受けられます。



### 施設に通って利用するサービス

#### ●通所介護

通所介護施設に通い、食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで受けられます。

#### ●通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関などで、食事・入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを受けられます。また、介護予防（要支援）の方は利用者の目標に応じ「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」の選択的サービスを受けられます。

## 施設に短期間入所して受けるサービス（ショートステイ）

### ●短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間宿泊して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

### ●短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所して、医学的な管理のもとで日常生活上の支援やリハビリテーションなどが受けられます。

## 福祉用具を利用するサービス

### ●福祉用具貸与

日常生活の自立や介護を助けるための福祉用具のレンタルが受けられます。

- |                |                 |
|----------------|-----------------|
| ○手すり★          | ○歩行器★           |
| ○スロープ★         | ○歩行補助つえ★        |
| ○車いす           | ○車いす付属品         |
| ○特殊寝台（介護用ベッド）  | ○特殊寝台付属品        |
| ○床ずれ防止用具（マット等） | ○体位変換器          |
| ○認知症老人はいかい感知機器 | ○移動用リフト（つり具を除く） |
| ○自動排泄処理装置      | ○排泄予測支援機器（R4～）  |

※要支援の方は、原則として★の福祉用具のみが給付対象となります



### ●特定福祉用具販売（福祉用具購入費支給）

下記の福祉用具を都道府県などの指定事業者から購入した場合、申請により費用の9割～7割（本人の負担割合分以外）が後から支給されます。（購入事業者や申請書等の作成につきましては、担当のケアマネジャーにご相談ください。）

- |                   |                |
|-------------------|----------------|
| ○腰掛便座（ポータブルトイレ）   | ○簡易浴槽          |
| ○入浴補助用具（シャワー椅子 等） | ○移動用リフトのつり具の部分 |
| ○自動排泄処理装置の交換可能部品  |                |





## 住宅環境を整備するサービス

### ●住宅改修費支給 **事前の申請が必要です!**

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、申請により20万円分を上限とした費用の9割～7割（本人の負担割合分以外）が後から支給されます。

#### 介護保険ができる住宅改修の例

- 廊下や階段、浴室やトイレなどへの「手すりの取り付け」
- 「段差解消」のためのスロープ設置など
- すべり防止や移動の円滑化などのための「床または通路面の材質の変更」
- 開き戸から引き戸などへの「扉の取り換え」「扉の撤去」「性能の変更」
- 和式便器から洋式便器などへの「便器の取り換え」

#### ×対象にならない工事

- ・新築、増築、老朽化等によるリフォーム工事
- ・事前申請なしに工事を行ってしまったもの
- ・店舗や作業場など居住部分でない場所の工事

## 住宅改修利用の手順

ケアマネジャーなどの専門家に相談し、心身の状況などを考慮しながらどんな改修が必要なのか決め、事前申請の書類を作成してもらいます。この時、2社以上の事業所からの見積もりを作成してもらいます。



ケアマネジャーなどが市町村に対し、下記の書類をそろえ**住宅改修の事前申請**を行います。市町村では、介護保険の住宅改修の対象となる工事か、ご本人の状態等に対し理にかなっている内容かなどを確認し、ケアマネジャーに連絡します。ケアマネジャーから工事可能の連絡があってから、工事を進めるようにしてください。

- 住宅改修費支給申請書
- 工事費見積書
- 住宅改修が必要な理由書
- 改修部分の写真・図（改修後の完成予定状態がわかるよう表示したもの）
- 住宅所有者の承諾書（利用者と住宅の所有者が異なる場合）など



事業所などに工事を実施してもらい、工事の代金をいったん全額お支払いください。



領収書をもらっていただき、ケアマネジャーなどが市町村に対し、下記の書類をそろえ**住宅改修費の支給申請**を行います。

- 住宅改修に要した費用の領収書
- 工事費内訳書
- 改修後の完成状態が確認できる書類（改修前、改修後の日付入りの写真を添付）など

市町村が住宅改修費の支給決定を行い、通知、指定口座への振込手続を行います。支給決定は、申請書類を提出した月の翌月に行われ、決定月の末頃振込となります。

## ■施設サービス ~施設に入所し利用するサービス~

※要支援1・2の方は利用できません。



### 施設に入所して利用するサービス

#### ●介護老人福祉施設

常時介護が必要で自宅等での生活が困難な方が入所し、日常生活上の世話や介護が受けられます。

※新規入所できるのは、原則として要介護3~5の方です。

#### ●介護老人保健施設

状態が安定している方が在宅復帰できるよう、医学的な管理のもとでリハビリテーションや介護を受けられます。

#### ●介護療養型医療施設

長期の療養が必要な方のための施設で、医療・介護・看護・リハビリテーションなどを受けられます。

#### ●介護医療院

慢性的疾病等で長期の療養を必要とする方のための施設で、医療と日常生活上の介護を一体的に受けられます。

## ■地域密着型サービス ~川西町が指定する、川西町民のためのサービス~

### 住み慣れた地域で利用するサービス

※原則として川西町のサービスのみ利用できます。

#### ●小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊のサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。

#### ●認知症対応型通所介護

認知症のある方が、食事や入浴などの日常生活上の世話や機能訓練、専門的なケアなどのサービスを日帰りで受けられます。

#### ●認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症のある方が共同生活を行う住居において入浴・食事などの介護や日常生活上の世話、機能訓練などを受けられます。

#### ●地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、入浴・食事などの介護や日常生活上の世話、機能訓練などを受けられます。

## ■市町村特別給付

～川西町が独自に実施する川西町民のためのサービス～



### ●紙おむつ購入費給付事業

対象者：以下の要件をすべて満たす、在宅（療養病床を除く病院及び診療所に入院中の方を含む）の65歳以上の高齢者

- ①川西町に居住していること。
- ②常時失禁状態※1、または認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ以上※2であること。
- ③要介護2以上であること。（ただし、要介護2の方は上記②の要件の双方を満たしていること。）
- ④生活保護を受給している者でないこと。

内 容：町が指定する町内の販売店で紙おむつを購入できる利用券（1月あたり3,500円を支給上限とし、その1割は利用者負担とします。）を、3か月分づつ年4回に分けて支給します。

申請・問い合わせ：川西町福祉介護課 介護グループ（TEL0238-42-6638）

申請手続は、別居や町外在住の家族の方も可能です。

※1 尿便意がない、またはトイレに行こうとはするが間に合わず漏らしてしまい、

一日に何度もおむつの交換が必要となる状態を指します。

※2 要介護認定時に使用する、主治医意見書の記載により判断します。